

竹島一件の歴史学的研究

—竹島（鬱陵島）をめぐる近世の日本と朝鮮—

研究課題番号 14510354

平成14～15年度科学研究費補助金（基盤研究C（2））研究成果報告書

平成16年3月

研究代表者 池内 敏

（名古屋大学大学院文学研究科教授）

研究成果目次

第一章	解体期冊封体制下の日朝交渉——一七～一九世紀の鬱陵島海域を素材に——	1
第二章	『竹嶋記事』における元禄9～12年の竹嶋一件交渉——史料解説をかねて——	17
第三章	竹嶋記事・綱文一覧	25
第四章	竹嶋記事・翻刻文（抜粋）	32

平成14～15年度科学研究費研究成果報告書

課題番号 14510354

研究課題 竹島一件の歴史学的研究—竹島（鬱陵島）をめぐる近世の日本と朝鮮—

研究組織 研究代表者 池内 敏（名古屋大学大学院文学研究科教授）

交付決定額 (金額単位 千円)

平成14年度	1300
平成15年度	1100
総計	2400

研究発表

(1) 学会誌等

池内敏 「解体期冊封体制下の日朝交渉—17～19世紀の鬱陵島海域を素材に—」

『朝鮮史研究会論文集』41、2003年10月

池内敏 「「武威」の国」、『日本の時代史』20、吉川弘文館、2004年1月

(2) 口頭発表

池内敏 「解体期冊封体制下の日朝交渉—17～19世紀の鬱陵島海域を素材に—」

第39回朝鮮史研究会大会、2002年10月20日

第一章 解体期冊封体制下の日朝交渉

——七～一九世紀の鬱陵島海域を素材に——

はじめに

近世日本の対外関係を、ポルトガル・イスパニア・イギリス・オランダといった西欧世界との接触から説き起こすのではなく、それまで日本にとっての世界であった「東アジア」との関係変化から説き起こすべきことを鮮明に主張したのは朝尾直弘であった〔朝尾直弘・九四、初出は七〇〕。以来、近世日本の「鎖国」について、「東アジア」世界とつながっていることを意識しつつ研究することが自明の前提となっている。とはいうものの、こうした東アジア世界とのかかわりで近世日本を捉えるという視点それ自体は、朝尾の創意にかかるとはならない。たとえば、徳川政権と東アジア国際秩序とのあいだには不整合があり、日本国内の伝統的対外意識を考慮しつつ対外関係の調整をはかるものとして「日本国大君」号が創出されたとする大君外交体制論〔中村栄孝・六八〕は、朝尾の先行研究として小さからぬ位置を占めている。また、より包括的には、「東アジア世界とは、中国王朝を中心とする国際的政治機構であり、それを實現する政治手段は冊封と朝貢であったが、その根底には中華思想が基盤とされていた」〔西嶋定生・〇〇、二〇九頁、初出は七五〕とする冊封体制論があるだろう⁽¹⁾。それは、六～八世紀の分析を通じて抽出された東アジア世界固有の政治的秩序であった。

朝尾の議論が独創的なのは、一六世紀後半から一七世紀半ばにかけての、日本列島社会における秩序再編過程および東アジア地域社会における秩序再編過程の二つの異なる広がりを見通す概念として「日本型華夷意識」を構想し、成立期近世を描ききったところにある。ここにいう「日本型華夷意識」とは、「武威の国を中核とする尊大な国際秩序観」のことである。それは武家領主のアイデンティティのことであって、無条件で日本人一般に広がりをもつことは想定されていない。また、「日本型」とする意味は、漢民族によるホンモノの華夷意識が文化の優劣に基づくものであるのに対し、「武威」の優劣を基軸にした意識である点に違いを見いだしたからである。さらに「武威」とは「たんなる軍事的実力とか、他の大名に抜きんできた戦闘能力とかではなく、百姓に対する武家領主の、農に対する兵の支配を實現し、正当化する能力にうらづけられた権威」のこととされた。なお、「思想」ではなく「意識」とされたのは、それが「思想」といえるほどまでには体系化されていなかったからである。

その後、「日本型中華思想」「日本的華夷思想」といった類語も頻出し⁽²⁾、「日本型華夷意識」についても本来の定義を離れて論者の解釈するままに使用される傾向もままた見える。そして日本史以外の隣接分野では、似て非なる「日本型華夷秩序」の方が市民権を得ている。この「日本型華夷秩序」もまた「武威」を中核に据えると定義されたが、その武威は神功皇后三韓征伐神話にもとづく「天皇家の武威」だという〔荒野泰典・八七〕。これは、豊臣秀吉の朝鮮侵略に際して神功皇后三韓征伐が想起された事実、幕藩制国家では幕府と朝廷があわさって公儀（国家意思）を形成するという近年の議論、の二つを踏まえてのことと思われる。しかしながら、ここでの「武威」概念の拡張解釈にはにわかに従いたい⁽³⁾。また朝尾の「日本型華夷意識論」と荒野の「日本型華夷秩序論」は、課題設定の関

心や意図が随分と異なっている。前者が幕藩制国家の成立を中世末の武士・百姓相互の対抗関係から構想するのに対し、後者は中世末東アジア海域における「倭寇的状况」の権力による秩序化から再構成するからである。とすれば、後者を前者の展開したものと単線的に理解するわけにもいかないから、「日本型華夷意識」「日本型華夷秩序」等々が、論者ごとの思い入れで様々に使われていては議論は成り立たない。しかも近年ではさらに、一七～一九世紀には日本・朝鮮ともに中華秩序からの独立へ向かったとする脱中華交隣体制論も提起されており〔孫承喆・九八〕、東アジア世界の枠組みをめぐる議論は簡単に把握できるわけではない。

こうして、論者ごとに微妙な差異をはらみながらも、前近代固有の性格を帯びた東アジア世界が想定されているのに対し、前近代から近代への展開にはあまり注意が払われていない。「中華世界観に立脚した「領有意識」が、国際法的世界秩序での「領土」「国境」に連続するか否かはほとんど検証されていない」という言い方で、秋月望は「領土」とか「国境」といった概念・感覚が前近代と近代で違うであろうこと、にもかかわらずそうした差異にかかわりなく議論が展開されている現状を批判する〔秋月望・〇一〕。秋月は、竹島／独島問題の研究史整理を行った別稿でも同様のことを述べる〔秋月望・九七〕。

本稿では、こうした問題意識を受け継ぎながら、まずは東アジア世界を律すると考えられてきた「冊封体制」「日本型華夷秩序」なりについて、批判的に再検討してみたい。次いで、現実の領土・領有問題が近世日朝間でどのように提起され、解決・継承されたかを、鬱陵島海域で生じた事案を素材に検討したい。そして、それら現実の対外折衝と東アジア世界を律する大枠との関係について検討し、世界観・政治的枠組み・現実の対外折衝といったものが相互にどのように位置づけられるかについて考察できればと考える。

第一節 華夷秩序論の射程

(一) 立論の背景としての武力・武威

近世日本の国際認識の特徴を「武威」を中核とする「日本型華夷意識」から説明した朝尾直弘は、のちに、一七世紀半ば以後「武威」の儀礼化が進んだと述べた。朝尾はここで「儀礼化されていた武威」を「凍結されていた武威」とも表現し、一八七〇年代に天皇制国家のもとで「完全に解凍された」とする〔朝尾直弘・九一〕。これは、近代日本の軍国主義を中世末以来の「日本型華夷意識」から展望する試みといえる。

これに対し、西嶋定生は、「鎖国体制の歴史的文脈」と題した節のなかで「日本的中華思想」を神国思想に体现されるものとし、「中華思想そのものが華夷思想と同義であるから、この神国思想もまた華夷の弁別を立てて、外国を夷狄として蔑視する。しかもその蔑視が武力による国内統一の完成とその維持の努力と結合したばあいには、それは容易に外国に対する侵略行為となって表現される」〔西嶋定生・〇〇、二一三頁〕と述べる。また、植手通有は、「江戸時代の支配層がもともと戦闘を職業とする武士階級であったことは、右のように華夷思想が権力・領土・人種を要素とする「国」の概念と結びついて定着していたこと、および華夷思想を支える文化的基盤が欠如していたことといった事情とあいまって、その対外態度にいちじるしく政治的ないし軍事的性格を帯びさせる」と述べる〔植手通有・七四、二四二頁〕。

ここで西嶋のいう「外国に対する侵略行為」とは豊臣秀吉の朝鮮侵略のことをさしているから、幕藩制の時期を通じて日本の対外姿勢が常に侵略的だったと述べているわけではない。また植手のいう「対外態度における軍事的性格」は多分に抽象的で、幕藩制期に對外侵略を行った事実はないから、歴史具体的には不適切な記述である。しかしこれらは、幕藩制成立の経緯のなかに、この体制のもつ對外侵略・軍事行動に傾斜しやすい性格を読みとり、その先に近代日本の軍国主義を展望する点では、先の朝尾の構想と軌を一にしている。西嶋・朝尾・植手の研究は、一九六〇年代を踏まえて登場した。幕藩制下の對外認識をその後の軍国主義と重ね見るとらえ方は、この時代の刻印を受けたものなのではないか。

ところで「武威」なる用語は幕府周辺史料にほとんど見いだせないともいう〔山本博文・九五〕。そこから、家光政権期以後の幕府では武威の放棄・虚構化が進み、家綱・綱吉政権では、武威ではなく礼の秩序による国内支配の継続がめざされたと主張される。朝尾のいう「武威」は、生の軍事力のことではなく、抽象化された概念である。したがって、近世史料のなかに「武威」の具体例をいくら辿ってみたところで、この概念の批判的検討たりうるか怪しいところすらあるものの、実例から理論を再検討するのも一つの方法ではある。史料上確認できる「武威」の用例として山本は、薩摩島津家・対馬宗家・佐賀鍋島家の三つの事例を示し、「武威という用語は、藩の存在根拠を示す先祖の栄光」だとした。

「武威の国を中核とする尊大な国際秩序観」に基づき、日本を中心にすえるかたちで国際秩序を再編成したという議論は、どこまで妥当性をもちうるだろうか。

(二) 中華秩序から離脱する意識

一七世紀前半、東アジア諸国から徳川将軍に宛てられた外交文書では、ごく一部の例外を除いて宛先が「日本国王」と記された。一方、諸国に宛てて徳川将軍が「日本国王」と自称することはなく、常に「日本国源某」と記された〔藤井譲治・九四〕。この称号は足利義持期に朝鮮に対する将軍自称として創出され、江戸初期には朝鮮以外の国々に対しても用いられるようになった〔高橋公明・九二〕。ここで諸外国から徳川将軍が「日本国王」と呼ばれたことは、日本が客観的には中国を中心とした東アジア国際秩序のなかに位置づけられていたことを意味している。同時に自らはそう名乗らなかったことは、主観的には日本が中国からの自立を表明したものと解される〔藤井譲治・九四〕。

ところで「将軍」を対外的呼称として用いた場合、それは「於漢唐為中下之官」(林羅山・永喜)であったから、適当ではなかった。寛永一三年(一六三五)からは、外交相手や幕府老中が徳川将軍を指す呼称として「日本国大君」「大君」号が用いられるようになったが、この称号選定にあたっては中国が強く意識されて、最終的に中国王朝の官職とは無関係なものが選ばれた〔紙屋敦之・九七〕。一八世紀後半の一時期、日本人漂流民の送還にあたって清朝の地方官が「日本国王」あて文書を咨文(対等者間で用いられる文書形式)で送付してきた〔春名徹・九四〕ことがあったから、中華皇帝を中心に「日本国王」を位置づける国際慣行には変わるところがなかった。そうしたなか、徳川将軍自らは「日本国源某」と称し、相手には「日本国大君」と呼ばせる外交関係は、東アジア国際秩序の外交慣行からは逸脱したものであった。

さて、以心崇伝は「王ノ字ハ自古高麗ヘノ書ニ不書也、高麗は日本ヨリハ戎国ニアテ申候、日本ノ王与高麗ノ王ト書ノトリヤリハ無之候」(『異国日記』一六一七年九月四日条)

と述べた。これによれば、朝鮮に対して「王」の字を書かないのは「高麗は日本ヨリハ戎国ニアテ申」からだという。この記述から、当時、日本を朝鮮より上位に置く意識のあったことが指摘され、さらに「王」の字を書かない理由が明確にされたことは、近世における朝鮮認識を固定化するうえで重大な契機になったともいう〔藤井譲治・九四〕。

崇伝の記述は「兌長老（西笑承兌）書簡モ昔ヲ帯候て被製候間、今以王ノ字有間敷ト申理也」と続く。西笑承兌・以心崇伝は、室町期武家外交の実務を担った五山禅僧たちの後継者であり、近世初頭の外交文書起草を担っていた。西笑承兌も外交文書起草は、「昔ヲ帯候て」すなわち先例を踏まえて行ったから、今もって朝鮮に対する外交文書には「王」の字を書かないというのである。先例を踏まえる際の手引き書は、そうした目的のために編纂された『善隣国宝記』であった。崇伝の手元に『善隣国宝記』が備えられていたことは、『本光国師日記』にも明らかである。

先例としての室町将軍の対外的呼称を検討してみよう。差出しの自称の場合、「日本国王」とするものが四例見えるものの（表1整理番号9・18・22・25）、残る二一例はいずれも国王を名乗らず「日本国源某」となる。「日本国王」とする四例のうち二例は朝鮮側史料（『世宗実録』『成宗実録』）で、残りは『続善隣国宝記』『異国出契』が各一例だから、先例たる『善隣国宝記』に見える限りでは、朝鮮に対して「日本国王」と名乗ることはない。また朝鮮国王から室町将軍にあてた場合には、「日本国王」とするものが半数を超えるように見える（表2）。ところが『善隣国宝記』に限定してみると、すべて「日本国殿下」（整理番号26～29）となって「王」字が記されない。一方、『善隣国宝記』に収載された室町将軍と明皇帝の往復文書における差出・宛先は、それぞれ「日本国王臣源某」と「日本国王源某」となり、ここでは「王」の字が省略されないから、朝鮮に対してのみ「王」の字が書かれぬ。これが「日本ノ王与高麗ノ王ト書ノトリヤリハ無之候」とされたゆえんである。

『善隣国宝記』を離れて日本側代表者の対外的呼称を検討すれば、差出し・宛先ともに「日本国王」とするものが少なくない。とりわけ『続善隣国宝記』に収載された朝鮮国書の宛先はすべて「日本国殿下」となって（表2整理番号30～38）、「王」字が省略されない。翻って『善隣国宝記』に収載された「日本国殿下」（表2整理番号26～29）なるあて先もいささか奇妙である。やはり『善隣国宝記』では「王」の字が瑞溪周鳳によって意図的に削除されたとする新井白石の指摘〔閔德基・九四、ケイト・W・ナカイ・〇一〕に従うのが素直ではないか。

ところで、『善隣国宝記』に収められた明皇帝宛て寛正六（一四六五）年足利義政表には、選ばれた修辞について瑞溪周鳳自身による詳細な解説が付されている〔田中健夫・九五〕。たとえばこの表文の冒頭は「黄河北流、一清以生上聖、白日西照、再中以発皇明」から始まる。これは、『文選』を踏まえて明皇帝の復位を祝する表現をとりながら、明と日本との上下関係が決して固定的なものではないとする意図を込めたものという。そして瑞溪周鳳は、既に永享六年（一四三四）の上表文（作製者は惟肖得巖）にもそうした明に対する対等意識のみられることもまた述べる。こうした禅僧集団における対中国対等意識は、朝鮮を下位に置く結果を招き、そうした対朝鮮優越意識が「王」字削除に連なった。以心崇伝が受け継いだのは、そうした禅僧集団の自尊心に基づく世界観であった。

表1 室町将軍の対外的自称（朝鮮あて）

	典拠 1	自称	使用年号	典拠 2
1		日本国源義持		太宗 21(1411)
2		日本国源義持	日本年号使用	世宗 1(1419)
3	善・中 16	日本国源義持	応永 29(1422)	
4	善・中 17	日本国道詮	応永 30(1423)	
5		日本国奉三宝弟子道詮		世宗 5(1423)
6	善・中 18	日本国道詮	応永 31(1424)	世宗 6(1424)
7	善・中 20	日本国道詮	応永申(1428?)	
8	善・中 27	日本国源義教	龍集庚申春(1440)	
9		日本国王源義成	正統 12(1447)	世宗 30(1448)
10		日本国源義成		世宗 32(1450)
11		日本国源義政		世祖 2(1456)
12	善・中 30	日本国源義政	(1456)	
13	善・中 31	日本国源義政	(1456)	
14	善・中 35	日本国源義政	龍集丙戌(1466)	
15	善・中 36	日本国源義政	龍集庚寅(1470)	
16	善・中 37	日本国源義政	龍集壬辰(1472)	
17	善・中 38	日本国源義政	龍集甲午(1474)	
18		日本国王源義政		成宗 13(1482)
19	善・下 11	日本国准三宮道慶	龍集丙午(1486)	
20		日本国源義高		燕山君 3(1497)
21	続善 20	日本国源義高	明応 8(1499)	
22	続善 23	日本国王源義澄	龍集癸未(1503)	
23		日本国源義澄	龍集癸亥(癸未 1503)	翰林葫蘆集
24		日本国源義晴	龍集甲午(1474)	中宗 18(1523)
25		日本国王源義晴	天文 11(1542)	異国出契

[高橋 92] 所収の表 1 を加工。典拠 1 は、善隣国宝記、続善隣国宝記を典拠とするもの。その際の文書番号は [田中 95] にしたがった。典拠 2 は、善隣国宝記、続善隣国宝記以外を典拠とするもの。朝鮮王朝実録の場合は国王名で示した。

表2 室町将軍の称呼（朝鮮から）

	典拠番号	あて先	使用年号	差出し
26	善・中 19	日本国殿下（足利義持）	洪熙 1(1425)	世宗
27	善・中 26	日本国殿下（足利義教）	正統 4(1439)	世宗
28	善・中 32	日本国殿下（足利義政）	天順 3(1459)	世祖
29	善・中 33	日本国殿下（足利義政）	天順 4(1460)	世祖
30	続善 2	日本国王殿下 （足利義政）	成化 10(1474)	成宗
31	続善 3	日本国王殿下 （足利義政）	成化 11(1475)	成宗
32	続善 6	日本国王殿下 （足利義政）	成化 18(1482)	成宗
33	続善 9	日本国王殿下 （足利義政）	成化 23(1487)	成宗
34	続善 28	日本国王殿下 (?)	隆慶 1(1567)	明宗
35	続善 29	日本国王殿下 (?)	万曆 9(1581)	宣祖 *偽作
36	続善 30	日本国王殿下 (?)	万曆 9(1581)	宣祖 *偽作
37	続善 31	日本国王殿下 (?)	万曆 12(1584)	宣祖
38	続善 36	日本国王殿下 （豊臣秀吉）	万曆 18(1590)	宣祖

[田中 95] によって作成。典拠番号も [田中 95] による。

(三) 日本中心の華夷的「国際」秩序

①日本を基軸にして国際関係を秩序化する意識

中国を中心とした東アジア国際秩序からの幕藩制国家の自立が論じられる場合、この新秩序設定の背景には「弓箭きびしき」武威の国を中心とする尊大な国際秩序観（日本型華夷意識）があり、その成立は一七世紀半ば、定着は一八世紀初頭とされてきた〔朝尾直弘・九四、初出は七〇、荒野泰典・八七、八八〕。またその秩序にとって、オランダ・琉球・朝鮮等が日本の下位に配置される必須の構成要素と想定されてもきた。

たしかに、先に引用した「王ノ字ハ自古高麗ヘノ書ニ不書也」云々が書かれたのは、元和三（一六一七）年朝鮮からの回答兼刷還使が伏見滞在中のことであり、朝鮮あて秀忠返書の起草とかかわってのことだから、崇伝の認識が幕閣に共有されたことは間違いない。一七世紀前半期に、政治権力者あるいはそのブレーンのなかにそうした世界観が優勢であったことはそのとおりにかもしれない。しかしながら、日本を中心として朝鮮・琉球を下位に置くような国際秩序を、少なくとも近世を通じての実体概念として考えることは難しい。

たとえば一八世紀半ば以降の幕府は、日蘭貿易は唐人貿易（華商）で代替しようと判断し、また対馬口・薩摩口・松前口の長崎口への一元化を検討し、そうした一元化にともなう日朝通交断絶もまた全くありえない選択ではなかったからである。オランダ商館長江戸参府の現状維持を訴えたのはむしろ商館長側であり、三口の一元化に反対したのは各口を中世以来利権化してきた各家中であった〔池内敏・〇四 b〕。

世界観と国際秩序への参与は必ずしも合致しない。また、日本を朝鮮より上位にすえる意識は、本来的には武家政権の外交ブレーンをなした禅僧集団の自尊心に由来するものであって、直接的に「武威」に由来するものではなかった。新井白石は「大君」号を「国王」号に戻すことにより、日本と朝鮮との対等外交を鮮明にしようとした。そうして行われた正徳朝鮮通信使接待の翌年にあたる正徳二（一七一二）年、白石は『本光国師日記』とともに『異国日記』を発見し、幕府に写本が作成・献上されたから、「日本ノ王与高麗ノ王ト書ノトリヤリハ無之候」とする崇伝の世界観は、この時期以後ふたたび注目されたのではなかったか〔池内敏・〇四 b〕。

ところで、「鎖国」なる語の初見が、一七世紀末に滞日経験をもつエンゲルベルト・ケンペルによる『日本誌』の付論部分を訳出した志筑忠雄「鎖国論」（一八〇一年）にあることは夙に知られてきた。ケンペルは、キリスト教の禁止を軸として、日本人・外国人の自由な海外往来と相互交流が禁止され、オランダと中国の商人も軟禁状態に置かれたところに「鎖国」状態を見、また琉球・朝鮮・蝦夷は日本領ではないがその守護下にあると見た〔荒野泰典・九四〕。一方、日本人の海外渡航禁止を前提に、対外関係を朝鮮・琉球との「通信」及びオランダ・中国との「通商」に限定されている現状を「国法」と見なす態度が「鎖国祖法観」と名づけられた。それは一九世紀幕府による対外関係の枠組み認識であり、寛政四年（一七九二）から文化元年（一八〇四）に到る二度のロシア使節来日・通商要求と、それらに対応・交渉する過程で形成された〔藤田覚・九二、九六〕。一九世紀初めの幕府（及びその周辺）と一七世紀末のケンペルと、それぞれの現状認識は微妙な差異をはらみながらも、それを肯定的に評価する点で共通した。

ケンペルが「琉球・朝鮮・蝦夷は日本領ではないがその守護下にあると見た」のは、そのように秩序化されて見えるものが一七世紀末にもあったことを推測させる。しかし一方、

一八世紀初めに至るまで、幕閣は琉球使節（謝恩使・慶賀使）江戸参府がもつ政治的効果に自覚的ではなかったともいう〔山本博文・九五〕。琉球・朝鮮・蝦夷を日本の保護下にあると見たり、日本の対外関係を朝鮮・琉球との通信関係に整理してみせるような「日本を基軸に国際関係を秩序化する意識」は、一八世紀末から一九世紀初めの時期になって明確な姿を現した。

②ふたたび「武威」

こうした「秩序化する意識」と「武威」との関係をはかりたい。管見の限りで得られた近世史料中の「武威」を、概ね年代の順に掲げてみよう〔池内敏・〇四a〕。

- A 御威光或武威を以申勝ニいたし候而も、筋もなき事申募候儀者不入事ニ候、
- B 大仏ニ被立寄候様ニとの事も（中略）、一つハ耳塚を御見せ被成、日本之武威をあらはさるへくとの事と相聞候へとも、
- C 朝鮮者往古より東武之御威光・日本之武威を以相押来候
- D 御国之御武威軽蔑いたし
- E 御国法者神武開闢已来之御定法ニ而、其武威万国迄相響
- F 本朝の御武威を奉汚御場合ニ可押移哉
- G 元来此度の儀は、右の通ふかく日本の武威を恐れ居たる事ゆへ、近海におゐて唯一打に払給ハ、再び日本へ近寄る事ハあるましき
- H 乍恐皇国開闢已来之御武威、今度萎靡仕候得者、異日若蕃夷上陸乱暴仕候節、勤王事武士等も無之様成行

竹島一件裁定時の老中阿部正武が述べた「武威」（A）は「力づく」という意に近い。享保一三年（一七二八）一二月に著された雨森芳洲『交隣提醒』第二七項『交隣提醒』に見える「武威」（B）は、引き続く文章で「耳塚とても、豊臣家無名之師を起し、両国無数之人民を殺害せられたる事ニ候へハ、其暴悪をかさねて可申出事ニ候」と述べるころからすれば、否定的な文脈で語られた朝鮮侵略時における日本兵の勇猛果敢ぶりともいようなものを指す。明和元年（一七六四）に発生した崔天宗殺害事件の処分に対する対馬藩前藩主の不満を述べたなかで使われる「武威」（C）は、力づくでの解決への憧憬とでもあろうか。文化四（一八〇七）年「松平定信蝦夷地一件意見書草案」は、ロシアの軍事的優勢・威圧のもとに通商交易要求を認めれば「御国之御武威軽蔑いたし」などと記すから、ここでの「武威」（D）は幕府の存在証明である〔藤田覚・九六〕。幕末期、鳥取藩領山間部に所在する大庄屋石谷家で記録された「飛耳記」に収録された佐賀藩（E）と対馬藩（F）の「武威」が見える。Eは、安政四年（一八五七）一〇月付「肥前左少将斉正朝臣（佐賀藩・鍋島直正）建白書」に含まれるもので、攘夷を強調する背景としての「武威」である。またFは、文久元年（一八六一）におけるロシア軍艦ポサドニック号対馬占拠事件について述べ、ロシア艦の乱暴狼藉に対する無抵抗を続けていたのでは「本朝の御武威を奉汚」こととなるとする危機意識の表明である。E・Fの「武威」は、佐賀藩・対馬藩それぞれが自ら依ってたつ基盤といえるとともに、大庄屋で記録に留められ郡内に回覧・流布された点から民衆へも浸透する意識であった。

鳥取藩領長瀬村利七の漂流記『漂流記談』中にあらわれる「武威」（G）は、嘉永六年

(一八五三)、利七が上海で出会った音吉の発言中のものである。ペリー浦賀来航時の幕府の対応に対する音吉の失意が述べられるなかで使われた。この「武威」は自ら行使する実力のことでなく、この国はこうあって欲しいとする願望であった。Hは、安政五年(一八五八)三月一三日、日米修好通商条約調印に反対する非蔵人三六人が、連名で関白九条尚忠に対して提出した嘆願書中のものである。この「武威」も、アメリカを排除する根拠・存在証明として言及されたものといえる。

したがって、「武威」は、自ら実力行使することは無いが、いざとなったら実力行使するだけの能力があるはずだとする願望や希望的観測のことであり、そうやって自らを支えている自負心のことである。近世の大半の時期を通じて国家権力の中核を担ってきた武士にとって、「武威」とはより直接的に自覚的な意識のありようであり、しかし同時に行使することの困難さも感じていた。彼らにとって、対外的な問題が生じたときの「武威」は否定的な文脈で語られた(A)。これに対し、国家権力の中核を担っていないか、または排除されてきた人々にとっては、「武威」とは国家の対外的危機に巻き込まれて他律的に自覚させられる意識のありようであった。この場合、具体的な実力行使の経験・歴史ももたなかっただけに、実力行使への願望は国家権力を担ってきた側よりも肥大化し、現実離れの傾向を示すこととなった(G・H)。実際の用例に従えば、「武威」と国際関係を秩序化する意識との関係は、間接的なものにとどまるとすべきではあるまいか。あるいは、一七世紀末～一八世紀初めの時期においては、「武威」を基軸とした国際秩序観は希薄とすべきように思われる。

一七世紀以後における「武威」の希薄化は、朝尾の言葉を借りると「東アジアに普遍的な大きな枠組みとしての華夷思想が日本の武威の露出を抑制し、儀礼化の方向を強めさせた」[朝尾直弘・九一]ということになるだろうと思う。しかしここではむしろ、一八世紀、清朝中国・雍正帝が『大義覺迷録』を著して華夷思想の再解釈を試み(一七二九年)、本来は夷である自らを華として正当化しようとした動向[石橋崇雄・〇〇]と重ね合わせてみたい。中国北方と日本列島に生まれた武人政権が、自らの支配を正当化するとき、「武威」に依存するのではなく、ホンモノの中華たろうとする営為を一八世紀以後強めたところに、国際関係を自らの下に秩序化しようとする意識が働いたのではなかったか。

第二節 一七一一九世紀の日朝交渉

これまで述べ来たった世界観ないしは政治的枠組みに対し、現実に行われた日朝間の対外折衝がどうであったかについて、近世において中央政府間レベルで問題となった事案のいくつかについて検討してみたい。

(一) 元禄竹島一件——鬱陵島海域をめぐる一七世紀の日朝交渉

① 事件の前提と交渉経過

寛永二年(一六二五)、旗本阿部家の仲介で老中連署奉書(「竹島渡海免許」)を受けて竹島(鬱陵島)への渡海を確認された鳥取藩領米子町人大谷・村川両家は、元禄四年(一六九一)に至るまで、藩からの経済的支援をも得て毎年一回竹島(鬱陵島)へ出漁した。一五世紀以来、朝鮮王朝は朝鮮人の鬱陵島渡海を厳禁して空島化する政策をとっていたこ

とから、米子町人たちはこの海域での利権を排他的に独占することとなり、鮑やアシカ油を主たる収獲物としていた。ところが、元禄五年と同六年、米子町人と朝鮮人漁民とが竹島（鬱陵島）で競合する事件が連続した。二年続けて漁にならなかった米子町人側は、竹島（鬱陵島）に出漁していた朝鮮人の内二名を拘束・連行した上で、鳥取藩を介して江戸幕府に利権確保を求めた。幕府は対馬藩に対して、朝鮮人の竹島出漁禁止を求めるよう朝鮮政府と交渉することを命じ、元禄六年一〇月以後、倭館で日朝交渉が始まった〔池内敏・九九 a、〇一 a〕。

対馬藩では、右の幕命を受けた直後には、あるいは竹島とは朝鮮領の鬱陵島のことでないかとする懸念が払拭しきれなかったものの、幕府への確認を怠ったまま「朝鮮人の竹島出漁禁止を求める」交渉に突入した。対馬藩側を代表したのは、家老多田与左衛門であった。ときの朝鮮政府中央は、穏便な交渉を志向して、「弊境之鬱陵島」ですら朝鮮人の出漁を禁止しているから「貴界竹島」へは行かせない、とする妥協策を提示した。これに対して対馬藩側は「弊境之鬱陵島」なる文言の削除を求めた上で、朝鮮側提示の妥協策を受け入れる姿勢を示した。朝鮮側は、鬱陵島が朝鮮領であることは宗主国も知悉していることだからとして「鬱陵島」文言の削除は拒絶し、多田も朝鮮側提示の妥協策に従って事態の收拾をはかることで合意し、帰国した（～元禄七年二月、第一次交渉）。

ところが対馬藩国元はあくまで「弊境之鬱陵島」なる文言の削除を求めて再度多田与左衛門に交渉を命じた（元禄七年五月～、第二次交渉）から、朝鮮政府は対馬藩側姿勢に鬱陵島奪取の危険性を感じ、態度を硬化させた。元禄七年九月、朝鮮政府は「鬱陵島」文言削除要求を拒絶するだけでなく、むしろ竹島と鬱陵島は同一の島で朝鮮領であることを明確に主張し、この島への日本人渡航禁止すら求めた。多田は、幕命を実現できないばかりか、まるで逆の結果を招来しかねない事態の展開に対し、翌年五月まで倭館に居座り続けて抵抗を続けたものの埒はあかなかった。

この間、対馬藩のなかには鬱陵島も日本領だと強弁する者も現れ、日朝双方の言い分は平行線をたどり、交渉は行き詰まった。事態を打開できないまま帰国するに際し、多田は今回の交渉がもつれた責任が朝鮮側にあることを四ヶ条あげて難詰し、その回答期限を三〇日限りに切って叩きつけたから、しばし朝鮮国内では壬辰倭乱の再来あるかと恐れられたという。

こうして交渉が膠着状態に陥ったため、対馬藩は陶山庄右衛門の意見を容れて、元禄八年一〇月から年末にかけて幕閣と協議を重ねた。翌九年正月二八日、幕府は、当初の交渉方針とは反対に「日本人の竹島渡海を禁止する」よう命じた（竹島渡海禁令）。こうした結論になったことについて老中阿部正武は「御威光或武威を以申勝ニいたし候而も、筋もなき事申募候儀者不入事ニ候」と言い添えた。筋の通らない言い分を力づくで通すことは不要だというのである。

②問題の論じられ方

幕府側の最終意思が朝鮮側に伝わるまでには紆余曲折がある⁽⁴⁾が、ここでは措いておき、この間の議論の進められ方・結論の導かれ方について見てゆきたい。

さて、第一次交渉期（元禄六年一〇月～七年二月）には、この問題は竹島（鬱陵島）海域における漁業権問題として始められた。また朝鮮人の出漁禁止を求めるよう命じられた

竹島が朝鮮領の鬱陵島と同一の島かもしれないという懸念もあったから、対馬藩としては「島の論」（領有権問題）としては議論しないことを述べている。これに対し、朝鮮側が「弊境之鬱陵島」「貴界竹島」という言い方で妥協をはかろうとしたこともあって、鬱陵島の帰属問題が論じられる場面が生じた。そうした際に、次に見られるような些か暴力的な主張が対馬藩側によってなされることもあった。

鬱陵島を日本ニ而竹島と申ニいたし候而も、壬辰之乱已後朝鮮より只今迄捨置、日本より年久敷支配被成来候故、鬱陵島ニいたし候而も朝鮮国より申分有之間敷事候、土地之変者日本朝鮮斗ニ付限申間敷候、已前他国之地ニ而も、久敷此方江属し候而ハ此方地ニ候、(『竹島紀事』、[池内敏・〇一a])。

鬱陵島と竹島が同一の島だったとしても、秀吉の朝鮮侵略いらい今日に至るまで捨て置かれた島であって日本側が長年支配し続けてきたのだから、竹島が鬱陵島だったとしてもかまわない。土地の帰属が変わることは、日本・朝鮮それぞれの国内に於いてのみ生じることではない。それまで他国の土地であったものでも、長年日本に属していたのであれば日本の土地である、という。

これに対して朝鮮側は、鬱陵島が朝鮮領であることは『東国輿地勝覧』や「国図」に明白であり、また七〇～八〇年以前に鬱陵島が朝鮮領であることは対馬藩との間で確認済みであることを、当時の確認文書に依りながら論駁した。これに論破された対馬藩側は、関連史料の収集に努め、第二次交渉期（元禄七年五月～八年五月）には「七〇～八〇年以前における確認」が異なる解釈の余地をもつことを述べ、逆に朝鮮側を論難することとなった [池内敏・〇一a]。

交渉が行き詰まった元禄八年七月、対馬藩では陶山庄右衛門によって、竹島（鬱陵島）問題に関する藩内の議論を尽くすことが提案され、実行された。その際、平田茂左衛門は「竹島之儀、日本之属嶋と存候証拠、私手前ニも有之候、(中略)右証拠之書契三本之写懸御目候」とし、滝六郎右衛門も「日本之属島ニ相極候三本之書簡も有之」と述べた。

これら竹島（鬱陵島）を日本領とする論者に対し、陶山はこれを論破する立場から次のように論じる。すなわち彼らの論拠である「書契三本」「三本之書簡」は、鬱陵島漂着日本人を送還した際の書契に過ぎず、論拠たりえないというのである（「漂民書契三本ハ、唯彼嶋ニ漁ニ罷越し候日本人致漂着たるを送返し候と申趣之書面ニ而御座候故、日本之属嶋ニ極り候御証文と申書ニ而者無御座候」）。

幕府との協議（元禄八年一〇月～九年一月）を経て、最終的に老中阿部正武の判断が示されるに際して、阿部はまず鳥取藩に問い合わせを行った。いま問題となっている竹島（鬱陵島）は、いったいいつ頃から鳥取藩領となったのか、と。これに対し鳥取藩江戸藩邸は、鳥取藩領ではないと返答した。これを受けて阿部は、対馬藩に対して以下のように述べる。

竹島元しかと不相知事ニ候、伯耆より渡り漁いたし来る由ニ付、松平伯耆守（鳥取藩主）へ相尋候処、因幡・伯耆江付属と申ニ而も無之候、(中略)右之首尾ニ而罷渡り漁仕候迄ニ而、朝鮮之島を日本江取候と申ニ而も無之、(中略)日本人居候か此方江取候島ニ候ハ、今更遣しかたき事ニ候得共、左様之証拠等も無之候間、此方より構不申候様ニ被成、如何可有之候哉、(中略)鮑取ニ参候迄ニ而無益島ニ候処、此儀むすほられ年来之通交断絶候而も如何ニ候、御威光或武威を以申勝ニいたし候而も、筋もなき事申募候儀者不入事ニ候

鳥取藩領ではないと鳥取藩も述べている。その島で漁をするのみで、朝鮮領であったものを日本領としたわけでもない。日本人が居住するわけでもない。したがって、この島について日本側からあれこれと文句をつける筋合いにはない。こうした、鮑取りをするだけの無益の島のことで日朝関係がこじれ、長年の通交が絶えてしまっただけの問題である、という。したがって、日本人の竹島渡海禁止が命じられるのである。

さて、竹島一件交渉の各段階における議論の様子を概観した。朝鮮側の行動原理のなかに清朝中国との関係を慮った華夷主義的傾向も見えるには見えたが、全体的な特徴として指摘できるのは、客観的な証拠に基づいた議論が進められたことである。当初の対馬藩側主張には暴論もみられたものの、その後は、証拠能力の有無はさておき、何らの証拠もなしで議論を展開することはなかった。雨森芳洲の観察によれば、竹島一件交渉の時期は、最末期とはいえ、「余威」に依存する力づくの時代に属するという⁽⁵⁾。たしかに証拠主義への過渡期ではあった。

(二)一八～一九世紀の日朝交渉

ここでは、一八～一九世紀に生じた日朝関係に関わる事案の処理や法令について具体的な事例を挙げてみたい。

①崔天宗殺害事件の処理

宝暦一四年（一七六四）四月、徳川家治の一〇代將軍襲職を祝う朝鮮通信使が江戸城での儀礼を終え、帰国途中の大坂で崔天宗殺害事件が発生した。対馬藩朝鮮語通詞鈴木伝蔵が、四月七日早朝に通信使宿舎に侵入し、通信使中官崔天宗を槍の穂先で刺し殺し、逃走したのである。伝蔵は約一ヶ月間の逃避行の末、摂津小浜村で捕縛されて五月二日に処刑された〔池内敏・九九b〕。

鈴木伝蔵が犯行に及んだ理由は、今は問わない。四月一八日に捕縛した伝蔵を、わずか半月のちには処刑した幕府の姿勢に注目する。事件の背後に日朝間の文化衝突の様相も漂い、また自らの行為の正当性を訴える伝蔵の言い分があるにもかかわらず、幕府・大坂町奉行書の姿勢は「まずはじめに処刑ありき」とするものであった。迅速な処刑も、刑場に通信使側からの立会人を認めたことも、幕府がこの事件が日朝関係に与える負の影響を最小限に食い止める配慮の表れであった。事件の審理は通信使帰国後⁽⁶⁾にも継続されていたが、幕府はその結果についても仔細に朝鮮側へ伝えようとした。ここにも幕府が大枠としての日朝関係維持を優先させる志向性が示されている。その際に幕府は、対馬藩抜きで朝鮮側へそうした報告をすることも辞さないとする姿勢を示したから、事件発生の主因はそもそも朝鮮側の過失にあると考えていた対馬藩側は反発した。幕府方針に異を唱え、八月には老中に対して意見書を差し出してもいる⁽⁷⁾。

②漂流朝鮮漁民保護法令

寛政七（一七九五）年、幕府は漂流漁民保護法令を発し、「朝鮮漁船など漂流」があった場合に「不法無慈悲なる取斗」をしてはならないと命じた。この法令の背後には、前年、沖合を漂流する朝鮮人漁民の救助に向かった長門国涌浦の人々が、荒天のため救助活動を途中で諦め朝鮮人を波間に放置したまま帰るといった事件があった。のちに同国玉浦へ漂着した朝鮮人は涌浦住人の非情な仕打ちを訴え、長州藩の頭越しに幕府評定所での審議に付

された。浦浦住人の処分をめぐる評定所の議論は、救助放棄は不法行為とするほどではないとしながらも、二つに割れた。老中たちは「異国に対する問題だから処分すべき」「外国に審議結果を伝える以上は重い処分を科すべき」としたのに対し、三奉行らは「さればこそ処分すべきではなく、処分は軽く済ますべき」と主張した。重い処分を科せば「外国之者江日本人不人情之儀仕候」ことを認めたことになるので良くない、という〔池内敏・九八〕。結局選択されたのは后者であったが、ここでの議論は、東アジアにおける漂流民相互送還体制の一端を担う幕府が、他「国民」に対してどれだけの安全保障能力を有するかがためられていることを十分に自覚したものといえる。

③会津屋八右衛門事件

浜田藩領の会津屋八右衛門が、天保四年（一八三三）ころ竹島（鬱陵島）へ渡り、朝鮮人參と思しきもの数株、樺・桑・杉・桜等を四〇～五〇本伐採して持ち帰るなどし、その後もこの島への渡海を企てたことが発覚した。それは浜田藩・対馬藩家老や資金提供者の大坂商人を巻き込んだ大がかりな事件となり、八右衛門は処刑された。幕府は天保八年（一八三七）、元禄期の竹島渡海禁令を再確認する法令を發布した。にもかかわらず一八八〇年代になると鬱陵島へ入島する日本人が再三摘発されるようになり、朝鮮政府はこれに抗議すると、明治一六年（一八八三）、日本外務省は非を認めて朝鮮政府に謝罪した。

こうした点からすると、幕末維新を挟む一九世紀後半にあつては、竹島（鬱陵島）は朝鮮領であり、日本人渡航禁止の島であるとする日朝双方の中央政府レベルでの合意はとりあえず継承されていたといえる。しかしながら、そこには微妙な変化が潜り込んでいる。

天保八年の竹島渡海禁令再令は、渡海禁止の島たる竹島（鬱陵島）についてこう述べる。

右嶋、往古者伯州米子之者共渡海、魚漁等致候といへ共、元禄之度朝鮮国江御渡しニ相成候、以来渡海御停止被仰出候場所ニ有之、都而異国渡海之儀者重々御制禁ニ候条、向後右嶋之儀も同様相心得、渡海致す間敷候

竹島は朝鮮領だから「異国渡海御制禁」の対象だというのが、それがどのような異国の土地かというところ「元禄之度朝鮮国江御渡しニ相成候」という。これは事実とは異なるし、元禄期の竹島一件交渉に際しての、竹島はかつて日本領となったことはないとする老中見解ともまるでそぐわない。しかしながらこうした物言いが幕府の全国法令によって流布することにより、各地の俗説にはこうした説明が滑り込んでいった。竹島（鬱陵島）を無人島と理解し、その開発計画が各地で考えられた。たとえば幕末期長州藩でこれを検討した村田蔵六・桂小五郎は「尚亦竹島之義は朝鮮へ御渡し相成申説も御座候」と述べている。こうした動向が一八八〇年代に鬱陵島へ日本人が相次いで入り込むきっかけを与えた〔池内敏・〇一年 b〕。

おわりに

武威の国を中核とする尊大な国際秩序観（日本型華夷意識）にもとづいて構成される近世東アジア世界、あるいは東アジアに普遍的な大きな枠組みとしての華夷思想が日本の武威の露出を抑制して儀礼化の方向を強めさせた、という朝尾の仮説はたいへん魅力的な議論である。しかしながら、たとえば日本型華夷意識の中心に座るべき日本中心主義的発想

の根拠は、「武威」というよりは武家外交のブレーン集団の自尊心に由来するといった方が適当である。また「武威」も、近世史料の用例にしたがえば、自身に備わっているというよりは、備わっていないからこそ強調される性質をもつように見える。仮説としての世界観と、史料上にみえる世界観とは微妙なズレを孕んでいるように思われる。

同時に、そうした世界観と現実の対外折衝とのズレにも留意してみたつもりである。元禄竹島一件から天明期の漂流朝鮮漁民保護令に至るまで、幕府の対朝鮮姿勢は概ね「年来之通交」「好ミ」を維持することを優先課題としてきたといえよう。ただ、敢えてこの期間に違いを見いだすのであれば、漂流漁民保護法令の議論のなかで東アジアを覆う体制への眼差しが強く読みとれるということとなろうか。そして一九世紀は、根拠のない自分勝手な俗説が流布する時期である。これら現実の動向と世界観・世界秩序観とをどのように折り合わせるができるだろうか。

明朝中国を中心とした国際秩序が崩壊し、清朝中国を中心とする新たな国際秩序が定着するまでに、東アジア世界には様々な変動が続き、周辺諸国の側はそうした変動のなかで自らを新しい世界のどこに再定置すべきかの模索が続いた。それを思想家の営為に注目したり、相互認識のありように注目したりする、それら複数の模索を統合しつつ再構成することが求められるのだろうが、本稿を閉じるにあたり、一視点としての漂流民送還体制に言及しておこうと思う。

康熙二四（一六八四）年、朝鮮漂着の山東省民が送還されたのを機に、中国人漂流民の本国送還が朝貢諸国王に対して指示された。また乾隆二（一七三七）年には中国漂着外国人の本国送還が規定され〔春名徹・九四〕、同四年、海寧に漂着した朝鮮漁民の陸路送還が、以後の中国漂着朝鮮漁民に対する救恤の先例となった（『清史稿』）。長崎・釜山・乍浦が送還体制の結びめとなって、救恤・送還は規則化された内容と手順に従って進められた。こうして遅くとも一八世紀半ばには、日本・朝鮮・清それぞれのあいだで漂流民を送還しあう制度が恒常的・規則的に機能した〔荒野泰典・八八〕。

東アジアの漂流民送還体制は「清帝国と周辺諸国とのあいだで冊封関係を前提にして」成立したとも、「現実に漂流民が存在したために送還が起こり、それが制度化を促した」ともされる（春名九四）。体制成立の画期である一八世紀前半は、夷狄である清朝を中心に華夷思想を論理化する試みがなされた時期でもある〔石橋崇雄・〇〇〕。長崎を経由する日朝間の漂流民送還は既に一六四〇年代には出来上がっており、東アジアを覆う送還体制は、既存の地域的送還慣行が清朝の論理のもとへ再編成されたものである。近代的な再編成も地域差を伴った。漂流民送還費用の負担者が、漂着地から漂流民（またはその本国）へと変更されるようになるのは、中朝間では一八八二年の中朝陸路通商商程によるし〔浜下武志・〇〇〕、日朝間では一八七六年からのことである〔池内敏・九八〕。

漂流民送還体制は東アジアを覆い、日本もその一翼をなしたものの、関与の仕方は他国と異なっていた。たとえば、清と朝鮮・琉球、日本と朝鮮、それぞれを結ぶ漂流民送還は官主導で制度化されたが、日清間の送還には対日貿易を担う華商ら公的団体が介在した。また清朝では送還過程で朝鮮・琉球とのあいだに数々の公文書が作成されたが、日本とは一七五〇～七〇年代を例外としてそうしたことがなかった〔春名徹・九四〕。

東アジア世界を構成する各国は、この世界を覆う漂流民送還体制にそれぞれ異なる仕方で関与し、国家間の関係をもつものも／もたないものという差異をも含みながら、この体

制の維持に寄与し続けた。この体制の構成者がそれぞれ相互に個別分散化されたときに、それらをつなぎ合わせて体制を機能させたのが華商ネットワークであった。東アジア世界における世界観・世界秩序・現実の対外折衝の具体相をより豊かにするためには、こうした民間の交流網が果たした役割を丁寧に問い直す作業が必要なのではないか。それは、非国際秩序と国際秩序の相互関連性を問うことでもあろうかと思う。

【注】

(1) 「冊封体制」なる語が西嶋定生によって使われたのは、一九六二年に発表された論文「六一八世紀の東アジア」からのことという（窪添慶文「解題」、『西嶋定生東アジア史論集』第三巻、岩波書店、二〇〇二年）。

(2) 朝尾より先、西嶋定生は「神国思想に体现される日本の中華思想」〔西嶋〇〇、二一一頁〕という言い方をする。たとえばここにいる「日本的」とは、中国の代わりに日本が東アジア世界の中心に座ることを含意するだけであって、朝尾の説くような「武威」の優劣を価値基準にしたものではない。「日本的〇〇思想（意識）」の如く「日本的」を付して論じる場合は概ね、漠然とした「日本中心主義的発想」を想定するにとどまっている。

(3) 武士のあいだでも「神功皇后三韓征伐」に対する温度差があり、地方武士はあまり関心を払っていない（倉地克直『近世日本人は朝鮮をどう見ていたか』、角川書店〈角川選書〉、二〇〇一年）。また神話の世界はともかくも、公家自らは武力を行使しないのが伝統であった。それは、「武威」なる用語を公家が使用するようになった幕末期に、それでも「武夫共、戦争ニ心ヲ尽シ」として、戦闘に従事するのは（公家ではなく）武士だと述べる（安政五年（一八五三）三月、有栖川宮熾仁親王建議書、『大日本維新史料』三編ノ三）ところからもうかがえる。そうしたときに「天皇家の武威」なるものが分析概念として設定できるのか疑問である。また、百姓に対する武家領主の「武威」として定義されたものを「天皇家の武威」として再定義した場合、「国外のいかなる力も権威もかりることなく、大名領主権力の手で統一をなしとげた事実、一種の自主独立意識にもとづく日本型華夷意識をうみだす基盤となった」〔朝尾直弘・九四、初出は七〇〕とする幕藩制国家成立における武士の「自主独立」性を重視する研究に対し、武士の天皇（朝廷）への依存が過度に強調されるように感じられる。

(4) 元禄九年（一六九六）正月に出された竹島渡海禁令は、鳥取・対馬両藩の江戸藩邸に伝えられたに過ぎず、米子町人に伝えられたのは同年八月、対馬來島中の朝鮮訳官に伝わるのが同年一〇月、朝鮮政府中央に伝わるのが翌年二月のことである。この間に、かつて竹島（鬱陵島）出漁中に拘束されて連行された経験をもつ朝鮮漁民安龍福が鳥取藩領へ直接来航する事件（安龍福事件、元禄九年五～八月）も生じている。安龍福事件については、当時、竹島（鬱陵島）に関する何らかの訴訟に來たとする見方が鳥取藩・対馬藩側にあり、帰国後の安龍福もまたそのように朝鮮政府に対して述べた。日本人の竹島渡海を禁止する幕府決定が朝鮮側に伝わるのが遅れたこともあって、朝鮮政府中央では「竹島渡海禁令」の背景に安龍福事件があったと誤解された。

(5) 雨森芳洲はこの竹島一件交渉の性格について、「竹嶋一件まで威力恐唱を以勝を可取との趣ニ候へとも、七年を歴候而其事成申さぬのミならず、却而御外聞ニ妨ケ有之様ニ

罷成候（以下略）」（『交隣提醒』第三二項）と述べ、一六七〇年ころを境にして「余威」が通用しなくなり、力づくで対馬藩側の意向を朝鮮側に押し通すことが難しくなりつつあったにもかかわらず、竹島一件では従来のやり方（威を笠に着た力づくの交渉）を踏襲して失敗した、と見ている。

（6）処刑が済むまで帰国を見合わせていた通信使一行は、五月八日に大坂を発って帰国の途についた。

（7）これらの発言や文章のなかで、「武威」がたびたび使用されている。朝鮮人には「日本の御威光」「武威」により力づくまたは義をもって厳しく対応することが肝要だとし、「父学之寛仁温和」なやり方に固執していたら、今後日朝関係にどのような問題が生じるか予測もつかないという。これまで「日本の武威」によって朝鮮を押さえてきたのに、弱みを見せたら「武威」も衰えたとして侮られてしまうと、そうなれば対馬藩の朝鮮押さえも行き届かなくなるから、審理結果をいちいち伝えるなどといった丁寧すぎることはしてはならない、と幕府方針に反対するのである。雨森芳洲によって「余威」も衰えているとされた一六七〇年ころから、更に一〇〇年ほども経った時期にあっては、現実には力づくで意思を通すことはできなくなっていた。さればこそ、通信使随行員と対馬藩朝鮮語通詞とのあいだでもトラブルを未然に防ぐことができなかつた。そうしたなか強調される「武威」であれば、現実の力というよりは、それは力づくでの解決に対する憧憬の念に近いものといえる。

【参考文献】

- 秋月望「日韓領土問題再考」、『明治学院論叢 国際学研究』一六、一九九七年
「朝清境界問題にみられる朝鮮の「領域観」、朝鮮史研究会第三八回大会報告レジュメ、二〇〇一
- 朝尾直弘「東アジアにおける幕藩体制」、『日本の近世』一、中央公論社、一九九一年
『將軍権力の創出』、岩波書店、一九九四年
- 荒野泰典「日本型華夷秩序の形成」、『日本の社会史』一、岩波書店、一九八七年
『近世日本と東アジア』、東京大学出版会、一九八八年
「東アジアのなかの日本開国」、『近代日本の軌跡』一、吉川弘文館、一九九四年
- 井田清子「ケンペル「鎖国論」写本を読み継いだ人々」、『思想』八〇〇、岩波書店、一九九一年
- 池内敏「朝鮮信使大坂易地聘礼計画をめぐる」、『日本史研究』三三六、一九九〇年
「近世後期における対外観と「国民」』、『日本史研究』三四四、一九九一年
『近世日本と朝鮮漂流民』、臨川書店、一九九八年
「竹島渡海と鳥取藩」、『鳥取地域史研究』一、一九九九年 a
『「唐人殺し」の世界』、臨川書店、一九九九年 b
「近世における日本と朝鮮の自他認識・ノート」、『新しい歴史学のために』二三七、二〇〇〇年
「竹島一件の再検討」、『名古屋大学研究論集』史学四七、二〇〇一年 a

「17—19世紀鬱陵島海域における生業と交流」、『歴史学研究』七五六、二〇〇一年b

「「武威」の国—異文化認識と自国認識—」、『開国と幕末の動乱』〈日本の時代史・二〇巻〉、吉川弘文館、二〇〇四年a（刊行予定）

「大君の外交」、『日本史講座』六、東京大学出版会、二〇〇四年b（刊行予定）

石橋崇雄『大清帝国』、講談社選書メチエー七四、二〇〇〇年

植手通有『日本近代思想の形成』、岩波書店、一九七四年

紙屋敦之『大君外交と東アジア』、吉川弘文館、一九九七年

岸本覚「鎖国」観の形成と海防論』、『日本思想史研究会会報』一三、一九九五年

ケイト・W・ナカイ『新井白石の政治戦略』、東京大学出版会、二〇〇一年

孫承喆『近世の朝鮮と日本』、明石書店、一九九八年（原著は一九九四年）

高橋公明「外交称号、日本国源某」、『名古屋大学研究論集』史学三八、一九九二年

田中健夫編『訳注日本史料 善隣国宝記・続善隣国宝記』、集英社、一九九五年

中村栄孝『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、一九六八年

西嶋定生（李成市編）『古代東アジア世界と日本』、岩波現代文庫・学術二五、二〇〇〇年

浜下武志「中国近現代史研究の視点」、『東方学』一〇〇輯、二〇〇〇年

春名徹「近世東アジアにおける漂流民送還体制の形成」、『調布日本文化』四、一九九四年

藤井譲治「一七世紀の日本」、『岩波講座日本通史』一二〈近世二〉、一九九四年

藤田覚「鎖国祖法観の成立過程」、『近世日本の民衆文化と政治』、河出書房新社、一九九二年

「対外的危機と幕府」、『九州史学』一一六、一九九六年

関德基『前近代東アジアのなかの韓日関係』、早稲田大学出版部、一九九四年

山本博文『鎖国と海禁の時代』、校倉書房、一九九五年

[付記] 本稿は、史料上の「武威」を例示した部分（第一章）を除けば、大会報告にあまり手を加えずに原稿化したつもりである。したがって、大会当日の質疑応答に際して頂戴した様々な不備が、ほぼそのままに残されている。たとえば、「解体期冊封体制」とは何ぞや、課題として掲げた「現実の対外折衝と東アジア世界を律する大枠との関係」は如何、等々である。これらが依然として課題として念頭に残されたままなのが遺憾だが、会報に掲載された質疑応答や報告批判と併せ、「記録」としてお読みいただければ、と考える。なお、大会報告後に、「「武威」の国—異文化認識と自国認識—」「大君の外交」という二つの原稿を書いた。本稿と重なる部分が少なくないが、前者は「武威」の分析に重点を置き、後者は日朝関係にとどまらない近世日本の対外関係全般を描くことに重点を置いた。併せてご参照願えれば幸いである。

（初出は『朝鮮史研究会論文集』41，2003年）